

部活動（放課後活動）方針

東根市立第二中学校

1 東根市中学校部活動方針について

(1) 趣旨

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係を構築したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。また、生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め、人間形成においても大きな影響を与える大切な活動である。

しかし、一方では、「自主的・自発的な参加による活動」による任意加入等、学習指導要領総則具現化の未実施、生徒全員加入を求めながらも少子化進展による学校部活動種目数削減による限られた選択幅、本来の部活動の目的を過大解釈した勝利至上主義により、生徒の心身の健康が危惧される程の過度な活動が行われたり、全生徒の活動・練習の成果が発揮されることのない運営・指導体制に陥ったりすること等の課題が散見された。また、専門性や意思にかかわらず、顧問を務めるこれまでの指導体制による教員の心身の負担増等も指摘されている。令和7年6月には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案が可決した。教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置も義務付けられ、講ずべき措置に関する指針に掲げる「業務3分類」に業務改善項目として部活動が示された。

このことを踏まえ、生徒・教員・保護者にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点のひとつとして部活動が存在し、東根市中学校部活動方針が示され、適正に実施することを目指していくこととする。

(2) 学校部活動が「実施主体」となり計画や実施しない内容

- ①各種大会やコンクール等への「実施主体」としての出場
- ②各種大会やコンクール等への出場を目的とした「実施主体」としての練習や練習試合等
- ③部活動への加入斡旋

2 本校の現状について

- (1) 令和4年度、部活動を全員加入から任意加入とした。
- (2) 令和7年度より活動時間を短縮化していくとともに、勤務時間内に活動が終了できるように段階的な措置を講じ、令和8年度に完成する予定である。
- (3) 陸上競技、剣道、卓球の3つの部活動と、ソフトボールの1つの部活動（募集停止）の4つの部活動が設置されている。
- (4) ここ数年、部活動に加入する生徒の割合が減少し、地域クラブへ加入している生徒の割合が増加している。
- (5) 設置している部活動を専門的に指導できる教員が少ない。

3 本校の基本的な考え方について

上記1(2)の内容を受けるとともに、市部活動方針である平日1時間以内、休日等は活動しないことより、これまでの部活動という捉えから、現状設置している部活動の競技を行える時間と場の開放を主として、生徒が放課後に自ら進んで活動していくことを主眼に置くこととする。このようなことから、部活動（放課後活動）と称し、より生徒が、生徒たちが、これまで以上に短時間を有効に活用し、主体的な活動を展開することを期待する。

4 部活動（放課後活動）の競技と活動場所について

- (1) 陸上競技・ソフトボール競技 … グラウンド・ピロティ
なお、ソフトボール競技について、加入生徒の引退をもって、活動なしとする。
- (2) 卓球競技 … 体育館
- (3) 剣道競技 … 武道館

5 部活動（放課後活動）の活動日及び活動時間について

- (1) 活動日
 - ① 月・火・木・金曜日の放課後に活動してもよいこととする。
 - ② 土・日曜日、休日、祝日は活動しないこととする。
 - ③ 長期休業中は、①と②に加え、連続した休養日を設定することとする。
- (2) 平日の活動時間

段階的な下校時刻の変更に伴う対応に応じ、1時間以内とする。段階的な下校時刻の変更は、次のとおりとする。

期 間	下校時刻
令和8年 4月 ～ 7月	16:50
8月 ～	16:40

上表は、6時間授業を行った時の下校時刻である。5校時など短い授業の設定日で部活動（放課後活動）を行う場合は、活動時間を1時間とし、その後下校するものとする。

- (3) その他
 - ① 始業前の活動は禁止とする。
 - ② 活動時間の延長は行わない。
 - ③ 定期テスト等の前においては、校長が定めた適切な期間は活動を休止とする。

6 年間活動計画及び年間活動実績について

- (1) 部活動（放課後活動）各競技担当者は、上記5の規定に基づき、年度当初に適切な年間活動計画を作成して校長に提出し、活動許可を得る。活動に変更がある場合は、速やかに校長の許可を得る。
- (2) 部活動（放課後活動）各競技担当者は、年度末に年間活動実績を校長に提出する。校長は、各部の活動内容を管理・監督する。
- (3) 校長は、東根市中学校部活動方針に従い、部活動（放課後活動）の年間活動計画及び年間活動実績を市教育委員会へ提出する。

7 学校管理下外（地域クラブ等）の生徒の活動について

- (1) 各学級担任は、学校管理課外の団体に所属して活動している生徒について、生徒の保護者と連絡を取るなどし、その実態を把握する。そして、その実態を課外活動担当者へ報告し、課外活動担当者はその全容を校長に報告する。また、その生徒や保護者には、必要があれば、校長の判断のもと活動内容や活動時間について指導・助言を行う。
- (2) 課外活動担当者などが、生徒の活動団体の変更を知り得た場合、速やかにその旨を校長に報告するとともに、打合せ等の場において、情報を共有する。
- (3) 加入については、部活動（放課後活動）同様に任意加入とし、強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、地域クラブ等関係者及び保護者の理解と協力を得る。

8 大会、コンクール等への参加について

- (1) 部活動（放課後活動）における各競技団体が「実施主体」となった出場や参加は、一切行わない。
ただし、東根市部活動改革ガイドラインに示す地域クラブ②（平日・休日の練習や練習試合を「実施主体地域クラブ」として行い、中体連主催大会出場時のみ学校への支援協力を要請している、東根市教育委員会が講演する地域クラブ）の支援として生徒を大会、コンクール等に出場や参加させる場合は、校長の許可を得て支援する。
- (2) 県外開催の大会やコンクール等に参加する場合、または宿泊を要する場合には、校長はその内容を市教育委員会の承認を得る。
- (3) 学校管理下外における大会やコンクール等や県外遠征等への上場、参加について、その状況を把握する。そのため、学級担任や部活動（放課後活動）各競技担当者は、保護者に対し、事前に報告するよう理解と協力を求める。

9 部活動（放課後活動）運営委員会の設置及び保護者、地域との連携について

- (1) 部活動（放課後活動）運営委員会を設置し、委員に部活動方針を説明する。その後、各競技担当者より活動に所属する保護者、生徒、活動関係者にその内容を周知する。
- (2) 校長および部活動（放課後活動）各競技担当者は、生徒が所属している地域クラブの活動が、部活動（放課後活動）と同じ内容の活動の場合、東根市部活動改革ガイドラインの規定内となるよう、地域クラブ等関係者および保護者の理解と協力を得る。
- (3) 校長および部活動（放課後活動）各競技担当者は、各競技保護者会が設置されている場合、その目的が支援・協力・応援にあることを確認し、保護者が単独で練習会等を主催したりすることのないよう、理解と協力を得る。
- (4) 保護者会における部活動（放課後活動）運営費等がある場合は、その管理は保護者が行うものとする。ただし、各競技担当者は、その用途について把握し、生徒の健全育成に沿う活用内容になるよう、保護者の理解と協力を得る。

上記以外の事項については、東根市教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2026年4月1日より実施する。

策定期日	2019年3月28日
一部改訂	2020年3月31日
一部改訂	2024年5月10日
一部改訂	2025年4月 1日
一部改訂	2026年4月 1日